

# 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 造林木等販売契約事務取扱要領

平成20年4月1日  
20森林整管第38号  
最終改正：令和5年3月27日（4森林整管第501号）

## （適用範囲）

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（以下「森林整備センター」という。）が行う造林木及び育林木（以下「造林木等」という。）の販売（委託により販売を行う場合を除く。）に係る契約事務の取扱いについては、国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程（13森林総研第56号）、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程（平成13年4月2日13森林総研第86号）（以下「契約規程」という。）及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター造林木等販売競争参加資格審査要領（20森林整管第54号）によるほか、この要領の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この要領における組織の名称については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 整備局 国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程（13森林総研第47号）（以下「組織規程」という。）第5章第3節に規定する組織の略称
- (2) 整備事務所 組織規程第5章第4節に規定する組織の略称

## （見積書の徵取）

第3条 契約規程第27条第1項に定める見積書を徵取する場合において、複数に照会した結果、1者のみの見積書の提出しかなかった場合にあっては、単独見積によることができるものとする。

## （予定価格の取扱）

第4条 契約責任者及び分任契約責任者（以下「契約責任者等」という。）は、予定価格を決定したときは、予定価格調書に決定額を手書きで記入のうえ、私印を押印し、開札まで厳重に保管する。

2 契約規程第29条第3項に定める書面による予定価格の積算を省略できる場合においても、必要に応じ、あらかじめ積算を行うものとする。

## （随意契約審査委員会）

第5条 契約責任者等は、随意契約（契約規程第25条第1項第4号及び第2項の規定に基づき契約する場合並びに伐倒木に買い手がついた場合を除く。）を行おうとする場合は、随意契約審査委員会（以下この条において「委員会」という。）に諮るものとする。

2 委員会は、次の各号によるものとする。

### (1) 委員会の構成

ア 整備局

委員長 整備局長

委員 副局長又は上席企画役、総務課長、水源林業務課長、企画役、契約係長、その他委員長が指名する者

イ 整備事務所

委員長 整備事務所長

委 員 次長、その他委員長が指名する者

(2) 委員会の開催

ア 委員会は、委員長が招集する。

イ 委員会は、構成委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない場合又は委員長が認める場合は、書面による開催をもってこれに代えることができる。

(3) 委員会の役割

ア 隨意契約理由が別紙「随意契約の基準」に定める何れかに該当するか否かの検討・審査を行う。

イ 契約予定業者が適正に選定されているか否かの検討・審査を行う。

(4) 事務局

委員会の事務は、整備局にあっては総務課、整備事務所にあっては総務係が行う。

(入札審査委員会)

第6条 契約規程第5条の4に定める入札審査委員会は、次の各号によるものとする。

(1) 委員会の構成

ア 整備局

委員長 整備局長

委 員 副局長又は上席企画役、総務課長、水源林業務課長、企画役、契約係長、その他委員長が指名する者

イ 整備事務所

委員長 整備事務所長

委 員 次長、その他委員長が指名する者

(2) 委員会の開催

ア 委員会は、一般競争契約を行おうとする時に開催する。

イ 委員会は、委員長が招集する。

ウ 委員会は、構成委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由によるときは、書面による開催をもってこれに代えることができる。

(3) 委員会の役割

委員会は、契約の適正化、透明性を図るため、次に掲げる事項について審査を行う。

ア 入札方式の適正審査

イ 入札公告期間の適正審査

ウ 入札公告掲示箇所の適正審査

(4) 事務局

委員会の事務は、整備局にあっては総務課、水源林整備事務所にあっては総務係が行う。

(跡地検査)

第7条 販売物件の搬出後の状態を検査し、その結果によっては損害賠償の請求その他必要な措置を講ずるため、整備局長又は水源林整備事務所長（以下「整備局長等」という。）は、自ら又は補助者に命じて、跡地検査を行うものとする。

2 跡地検査の実施方法については、別に定める。

(代金の納入等)

第8条 売買代金の納入期限は、契約締結の日から30日を限度として定めるものとする。

- 2 買受人が納入期限を経過して売買代金を完納したときは、やむを得ない事由がある場合を除き、当該未納額に対し、納入期限の翌日から納入の日までの日数につき民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率の割合で計算した額を延滞金として徴収するものとする。

(代金延納の特約)

第9条 取引上の慣行その他売買代金納付前に販売物件の引渡しを行うことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、別に定めるところにより売買代金延納の特約をすることができる。

第10条 削除

第11条 削除

(販売物件の搬出期間)

第12条 販売物件の搬出期間は、引渡しを完了した日から起算して5箇年を限度として定めるものとする。

- 2 磨丸太等の立木のまま加工を要する販売物件であって、売買の時期その他特別の事由により3箇年を超える搬出期間を定める必要がある場合は、6箇月を限度として調整することができる。
- 3 買受人がやむを得ない事由により、その搬出期間（延長を承認した場合にあっては、その期間を含む。以下同じ。）満了前にその期間の延期を申し出たときは、整備局長等は、その事由を審査し、必要と認める期間について搬出の延期を承認することができる。ただし、天災その他不可抗力により、その搬出期間経過後において申し出たものについても、その延期を承認することができる。
- 4 前項の延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1箇年（第1項の規定により搬出期間が1箇年に満たないものにあってはその期間）を超えることができない。

(搬出延期料)

第13条 整備局長等は、前条第3項の規定により搬出期間の延期を承認する場合は、その承認の前に、当該延期期間に対し1日につき売買代金の1,000分の1に相当する金額を搬出延期料として徴収するものとする。ただし、買受人の責に帰することができない事由により搬出期間の延長を承認する場合にあっては、搬出延期料を免除することができる。

(搬出期間の特殊計算)

第14条 天災その他不可抗力により搬出することができない期間は、買受人が遅滞なくその事由を申し出て、整備局長等が承認したときに限り、搬出期間に算入しないものとする。

(買受人が造林地所有者等である場合の特例)

第15条 販売物件が主伐木である場合（初回の複層林誘導伐によるものを除く。）であって、当該分取造林契約地又は分取育林契約地の所有者が買受人となったときは、契約の履行に關し次の各号に掲げる事項を省略することができる。

- (1) 搬出期間の設定
- (2) 買受人による作業完了の届出
- (3) 跡地検査の実施

(主伐木の販売予定箇所の公表)

第16条 森林整備センター所長は、主伐木の販売予定箇所を公表するものとする。

(公表の時期及び方法)

第17条 公表の時期及び方法については、原則として翌年度分を取りまとめ、3月末日までに機関のウェブサイトに掲載し公表を行うものとする。

(公表の内容)

第18条 主伐木の販売予定箇所の公表は、別紙様式1によることとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年3月31日から施行し、平成21年4月1日以降に入札手続を開始する販売契約又は契約手続きを開始する随意契約を行う販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成22年11月9日から施行する。

なお、一般競争にあっては平成22年11月9日以降に販売公告を行う販売契約、随意契約にあっては平成22年11月9日以降に購入申込書の提出を依頼する販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成23年3月31日から施行し、平成23年4月1日以降に入札手続を開始する販売契約又は契約手続きを開始する随意契約を行う販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

なお、一般競争にあっては平成24年4月1日以降に販売公告を行う販売契約、随意契約にあっては平成24年4月1日以降に購入申込書の提出を依頼する販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成24年10月16日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

なお、一般競争にあっては平成25年4月1日以降に販売公告を行う販売契約、随意契約にあ

っては平成25年4月1日以降に購入申込書の提出を依頼する販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成26年8月6日から施行する。

なお、一般競争にあっては平成26年8月6日以降に販売公告を行う販売契約、随意契約にあっては平成26年8月6日以降に購入申込書の提出を依頼する販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

なお、一般競争にあっては平成27年4月1日以降に販売公告を行う販売契約、随意契約にあっては平成27年4月1日以降に購入申込書の提出を依頼する販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

なお、一般競争にあっては平成28年4月1日以降に販売公告を行う販売契約、随意契約にあっては平成28年4月1日以降に購入申込書の提出を依頼する販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

なお、一般競争にあっては平成29年4月1日以降に販売公告を行う販売契約、随意契約にあっては平成29年4月1日以降に購入申込書の提出を依頼する販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成29年8月28日から施行する。

なお、一般競争にあっては平成29年9月1日以降に販売公告を行う販売契約、随意契約にあっては平成29年9月1日以降に購入申込書の提出を依頼する販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成29年12月5日から施行する。

ただし、第5条に定める入札審査委員会の開催については平成30年4月1日から適用し、競争参加資格の決定については改正前の要領に基づくものとする。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

なお、一般競争にあっては平成30年4月1日以降に販売公告を行う販売契約、随意契約にあっては平成30年4月1日以降に購入申込書の提出を依頼する販売契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に入札手続を開始する契約又は契約手続を開始する随意契約を行う契約から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月30日以降に入札手続を開始する契約又は契約手続を開始する随意契約を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 「随意契約の基準」

1. 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

- (1) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。
- (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター損失補償事務取扱要領第9条第1号及び第2号に該当して分収造林契約地の解約を行う場合であって、土場がない等の理由により解約の申請者に支障木を購入させるとき。
- (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター造林地所有者への立木販売の取扱いについて（要領）第3に該当する場合の造林地所有者への立木販売を実施するとき。
- (4) その他。

2. 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。

- (1) 緊急に履行しなければならない契約であって、競争に付す時間的余裕がないとき。

3. 競争に付することが、不利と認められるとき。

- (1) 現に締結した売買契約の物件の搬出等に当たり支障となる立木がある場合であって、当該契約者以外に販売することが不利と認められるとき。
- (2) 特殊の事情にある者を相手方とした場合、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- (3) 環境の変化により、急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

作成日： 年 月 日

## 年度 立木販売見通し

(注) 1. 販売物件、入札公告時期等は、作成日時点の予定であり変更する場合があります。

2. 個別物件の詳しい情報は、森林整備センターHP（入札情報（造林木販売））よりご確認ください。